

「介護サービス情報の公表」に係る
報告・調査・情報公表計画

2010年（平成22年）6月

福島県指定情報公表センター
社会福祉法人福島県社会福祉協議会

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35から同115条の43に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次により定めます。

なお、「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成18年3月31日老振第0331007号）別紙のⅢ3(3)に基づき、一体的な計画（以下「報告・調査・情報公表に関する計画」又は単に「計画」という。）とします。

平成22年6月

福島県指定情報公表センター
社会福祉法人福島県社会福祉協議会

1. 計画の基準日

平成 22 年 4 月 1 日

2. 計画の期間

平成 22 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

3. 公表の対象となるサービス

【平成 22 年度公表対象の 50 サービス】

訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売、通所介護、介護予防通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)、介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)、介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)、特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)、介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)、特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)、介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)、特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)、特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)、介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)、介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)、介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、介護予防短期入所療養介護、(介護老人保健施設)、介護療養型医療施設、短期入所療養介護(介護療養型医療施設)、介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

4. 公表される情報（基本情報・調査情報）について

(1) 基本情報

職員体制、利用料金などの基本的な事実情報で、事業所が報告したことが、そのまま公表されます。

(2) 調査情報

介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無など、事業所が報告した情報について知事（指定調査機関）が事実確認の調査を行った上で、公表されます。

5. 公表の対象となる介護サービス事業者及び公表される情報

- (1) 1年間（毎年基準日となる4月1日前の1年間で、今年は、昨年度である平成21年4月1日から平成22年3月31日）の介護報酬（居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額）の支払実績が100万円を超える事業者（義務）

なお、公表対象としている19サービスが「主たるサービス」となりますので、主たるサービスが公表対象となれば介護報酬の支払実績を問わず介護予防等サービスも併せて公表対象となります。

※1 介護報酬支払実績には、利用者負担の1割分を含みます。

※2 介護報酬支払実績には、県外のサービス利用者分も含みます。

(1)の事業者の公表される情報は、基本情報と調査情報の両方となります。

- (2) 平成22年4月1日以降に指定を受けた事業者（義務）

公表される情報は、今年度は基本情報のみとなります（下記の表の(2)）。

なお、次年度以降は、下記表の(1)又は(3)の取り扱いとなります。

	平成22年3月31日までに 指定を受けた事業者						(2)平成22年4月1日以降 に指定を受けた事業者		
	(1)介護報酬支払 実績が100万円を超 える事業者			(3)介護報酬支払実 績が100万円以下の 事業者			(報酬の支払い実績は問 わない)		
	報告	調査	公表	報告	調査	公表	報告	調査	公表
基本情報	義務	/	義務	任意	/	任意	義務	/	義務
調査情報	義務	義務	義務	任意	任意	任意	/	/	/

- (3) (1)及び(2)以外の事業者（任意ですので公表を希望する場合は、指定様式により随時申し出ください。）

6 指定情報公表センター及び指定調査機関

福島県では、情報公表事務を担当する「指定情報公表センター」及び調査事務を担当する「指定調査機関」として下記の団体が指定されました。

(1)指定情報公表センター

指定日：平成18年5月1日

名称：社会福祉法人福島県社会福祉協議会

所在地：福島市渡利字七社宮111番地

連絡先：電話 024-523-1256 FAX 024-524-3618

(2)指定調査機関

- ① 名称：社会福祉法人福島県社会福祉協議会

指定日：平成18年5月1日

所在地：福島市渡利字七社宮111番地

連絡先：電話 024-523-1256 FAX 024-524-3618

- ② 名 称：NPO法人福島県シルバーサービス振興会
指定日：平成 18 年 5 月 1 日
所在地：福島市中町 4 番 20 号
連絡先：電 話 024-528-0408 F A X：024-528-0418
- ③名 称：特定非営利活動法人福祉ネットワーク
指定日：平成 21 年 12 月 1 日
所在地：いわき市錦町大島 2 番地
連絡先：電 話 0246-68-7774 F A X：0246-68-7779